

名古屋大学附属図書館理学図書室利用細則

制	定	平成16年4月	1日
改	正	平成18年3月22日	
改	正	平成22年1月21日	
改	正	平成23年4月	1日
改	正	平成25年4月	1日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人名古屋大学附属図書館利用規程（以下「附属図書館利用規程」という。）第18条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館理学図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料)

第2条 図書室備付けの図書館資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 研究用図書
- 三 参考図書
- 四 逐次刊行物
- 五 その他の資料

(利用資格)

第3条 図書室を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の学生
 - 二 本学の職員
 - 三 本学の名誉教授
 - 四 その他理学部長（以下「学部長」という。）が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。
- 一 本学の卒業生及び大学院修了者
 - 二 本学の元職員
 - 三 その他一般の利用者

(利用の手続き)

第4条 前条に規定する者で図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用するときには所定の手続きを経なければならない。

- 2 前条第1項第一号から第四号に掲げる利用者は、図書室を利用するとき、それぞれ学生証、職員証、名誉教授証（以下「学生証等」という。）を携帯し、図書室職員から提示を求められたときには、これに応じなければならない。
- 3 利用者は、「学生証等」を他人に使用させてはならない。

(開室時間)

第5条 開室時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、開室時間を変更することができる。

(休室日)

第6条 休室日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 土曜日
 - 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 四 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 2 前項の規定にかかわらず、学部長が必要と認めたときは、休室又は開室することができる。

(図書の閲覧)

第7条 利用者は、図書室が管理する図書を自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧は、図書室において行う。
- 3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。
- 4 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧図書室内に備え付けるものとする。

(閲覧の制限)

第8条 次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- 一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下『情報公開法』という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められるとき、当該情報が記載されている部分を閲覧する場合
- 二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けているとき、当該期間が経過していない場合
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合
- 四 図書の原本が、教育・研究・学習等のために現に使用されている場合
- 五 卒業論文・修士論文は、公聴会の後6ヶ月の間

(貸出し)

第9条 貸出しを受けることができる者は、第3条第1項に規定する者とする。

- 2 貸出しの冊数及び期間は、別に定める。
- 3 貸出しを受けようとする者は、所定の手続きを経なければならない。

(貸出予約)

第10条 利用者は、貸出中の図書を予約することができる。

- 2 利用者は、前項の予約をしようとするときは、所定の手続きにより、申し込むものとする。

(転貸禁止)

第11条 利用者は、借り受けた図書を転貸してはならない。

(貸出期間の更新)

第12条 利用者は、第10条の予約がない場合に限り、貸出期間を更新することができる。

- 2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

(貸出しの停止)

第13条 学部長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

(長期貸出し)

第14条 学部長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を研究科の講座等に長期に貸出すことができる。

(返却)

第15条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 学部長が特に必要と認めた場合は、貸出期間中であっても返却を求めることがある。
- 3 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(禁帯出の図書)

第16条 次に掲げる図書の貸出しは行わない。

- 一 参考図書
- 二 新着雑誌
- 三 修士論文及び博士論文
- 四 地質図
- 五 その他学部長が指定する図書

(複写)

第17条 利用者は、教育・研究又は学習の用に供することを目的にする場合に限り、図書の複写を依頼することができる。

2 前項の複写に関し必要な事項は、国立大学法人名古屋大学附属図書館複写規程の定めるところによる。

(参考調査)

第18条 利用者は、次に掲げる参考調査を図書室に依頼することができる。

- 一 学術文献に係る調査及び情報の提供
- 二 その他教育、研究又は学習の参考とするための必要な情報の提供

(他大学等の図書館の利用)

第19条 第3条第1項に規定された利用者は、他大学等の図書館の利用に関して、次に掲げることを図書室に依頼することができる。

- 一 紹介状の発行
- 二 相互貸借の申込み
- 三 文献複写の申込み

(利用の制限)

第20条 学部長は、附属図書館利用規程、図書室利用細則等又は図書館職員の利用上の指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたす恐れがある場合には、学部長は図書室の利用を制限することができる。

(遵守事項)

第21条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと。
- 二 図書、機器及び設備を汚損、毀損、紛失しないこと。
- 三 室内での飲食及び喫煙をしないこと。
- 四 その他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

2 前項第二号に違反したものに対しては、弁済を求めることがある。弁済の方法は、原則として現物の購入もしくは修理とする。図書の現物が入手できない場合は、複写による代替品によって弁済を行う。

(補則)

第22条 この細則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

貸出しの冊数及び期間

資料の種類	学部内（*）		学部外	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
一般図書	5冊以内	14日以内	2冊以内	14日以内
研究用図書	5冊（院生以上は30冊）以内	3か月以内	2冊以内	14日以内
雑誌	5冊以内	7日以内	2冊以内	7日以内
新着雑誌	到着後10日以内は貸出しをしない			
視聴覚資料のうち図書室外貸出著作権承認資料	5セット14日以内		2セット14日以内	

備考

- 1 夏季及び冬季の休業期間中は、学部・研究科の学生に限り、一般図書の貸出期間を延長することができる。
- 2（*）については理学部，理学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科地球環境科学専攻地球惑星科学系の学生，職員，その他学部長が認めたもの。